

浄化槽の法定検査を装った詐欺行為にご注意ください。

最近、県内各地で、不審者が『浄化槽の検査です。』等と称して各家庭を訪問し、浄化槽のふたを開けて見るだけで4千～5千円程度の料金を徴収し、領収書を渡して立ち去る事案が発生しています。

★参考：不審な事案の領収書(例)

| | |
|------------|--------------|
| 領収書 | No. _____ |
| 〇〇 様 | |
| 金 〇, 〇〇〇円 | |
| 但 | |
| 年 月 日 | 上記正に領収いたしました |
| 内訳 | |
| 税抜金額 | |
| 消費税額 (%) | |

発行人の名称
・『指定検査機関』
・『一般財団法人
静岡県生活科学』
など名称を悪用して領収書を発行します。

浄化槽をお使いの皆様は、以下の点に十分留意され、詐欺行為等に遭わないようご注意願います。

- 1 当センターの職員であれば、必ず腕章と身分証明書を携行しています。
- 2 浄化槽法定検査は、浄化槽法により浄化槽をお使いのお客様に対して、年1回の実施が義務付けられている検査です。必ず浄化槽からの採水作業を行います。
- 3 正規の法定検査であれば、費用は一般家庭で6,500円です。
- 4 法定検査は事前に、伺う日時を封書でご連絡致します。突然に伺うこと一切ありません。

※不審者についてのお問い合わせは県知事指定検査機関である当センターまでお願い致します。

問い合わせ先

名称：一般財団法人静岡県生活科学検査センター

住所：〒425-0085 焼津市塩津1番1

電話：054-621-5030